

携帯電話料金と接続料等の関係について

令和3年1月19日

総務省
料金サービス課

1 モバイル市場を巡る最近の動向について

(競争ルールの検証に関するWG(第12回会合、R2.12.21)における議論)

2020年10月以降、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクはそれぞれ**新たな大容量（20～25GB）の料金プランを発表**。

	NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク	
	ahamo	UQ mobile くりこしプランL	povo on au	Y!mobile シンプルL	Softbank on LINE（仮称）
開始時期 （2021年）	3月	2月1日	3月	2月	3月
月間通信容量	20GB	25GB	20GB	20GB	20GB ¹
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps
月額利用料	2,980円	3,480円	2,480円	3,780円	2,980円
音声	— ² （1回5分以内 国内通話 かけ放題込み）	700円 ³ （1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション）	500円 ⁴ （1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション）	700円 ⁵ （1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション）	— ² （1回5分以内 国内通話 かけ放題込み）
受付チャネル	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ
キャリアメール	利用不可	200円/月のオプションで 利用可能	利用不可	利用可能	利用不可
月額料金 （合計）	2,980円 （税込3,278円）	4,180円 （税込4,598円）	2,980円 （税込3,278円）	4,480円 （税込4,928円）	2,980円 （税込3,278円）

¹ LINEは通信容量の消費なく利用可能。 ² 1,000円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。

（特に記載のない限り、価格は税抜。）

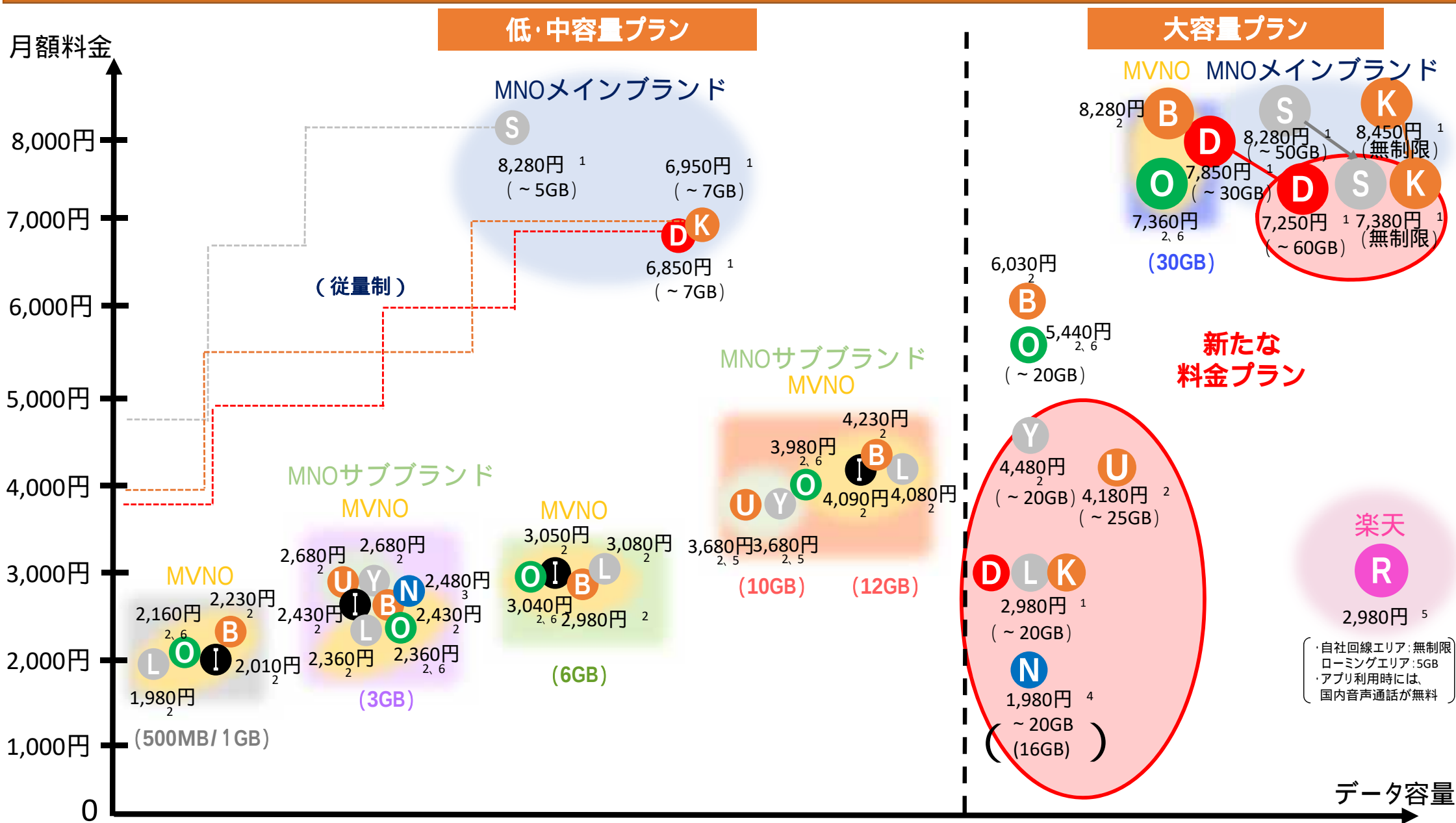
³ 500円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。

⁴ 1,500円/月で、国内通話がかけ放題となるオプション、200円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。

⁵ 1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。

携帯電話事業者各社の主な料金プランの比較

(2021年1月13日現在。
音声あり・期間拘束なしプランで比較。)



- 1: 1回5分以内の国内通話無料。 2: 1回10分以内の国内通話無料。 3: 国内通話かけ放題。
4: 国内通話月70分無料。NTTドコモの新料金プランのサービス開始日まで16GB。
5: 月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。
6: オプテージは、au回線プラン利用時の料金。

(凡例)MVNO・MNOサブブランド
O: オプテージ I: IJ L: LINEモバイル(ソフトバンク系列のMVNO)
B: ビッグロープ(KDDI系列のMVNO) N: 日本通信
Y: Y!mobile(ソフトバンクのサブブランド) U: UQ mobile(KDDIのサブブランド)

(出典: 各社HPを基に総務省作成)

- MNOが大容量プランについて低水準な料金を提示してくるということは歓迎すべきことだと思っているが、問題はMVNOがこれに追随できるかどうか。現状の接続ルールの中でMVNOが提示されている接続料でMNOの廉価プランに対抗できる水準の料金を提示できるかどうかの検証はやっておかなければいけない。
- 事業者間、特にMVNOとの競争との関係で、価格圧搾の可能性があるので、スタックテスト等をきちんと実施していく必要があるのではないか。本質的に言えば、接続料金がきっちとコストベースで適正かつ透明性のあるものになっているのかどうか、早急に検証していく必要がある。
- 公正競争を考える上での課題という点がやはり気になったところであり、MVNOへの影響や大きく料金を値下げすることに伴う財源がどのようなになっているのかということでスタックテストの要否を検討する必要がある。
- MVNOをどのような競争単位として理解していく必要があるのか、その検証のための情報を集める、収集するというような制度整備も今後求められてくるのではないか。
- アクションプランでデータ接続料を3年で半額にするという方針が示されているが、3年とは言わず、より早急な対応が求められる。MNOグループによる寡占状態をよしとしないのであれば、これまでとは異なる次元のMVNO政策を考える必要がある。

2 接続料の水準等に関する検証について

利用者料金

利潤

営業費
(実費)

MNOの設定する利用者料金が、回線費用と営業費を上回っているか(適正な利潤を得る水準となっているか)によって、MVNOが同等の条件により同等のサービスを提供できるかどうかを検証してはどうか。

● 接続料の算定から除外

自社設備費
(実費)

● 接続料の算定から除外

データ通信料
(帯域課金)

● 接続
(10Mbps当たり約〇〇万円)

「将来原価方式」に基づいて、今後3年間で約半分に下がる予定。

音声通信料
(従量課金)

● 卸役務
(30秒当たり〇〇円)

音声基本料
(定量課金)

● 卸役務
(1回線当たり〇〇円)

「卸役務ガイドライン」に基づいて、接続との代替性について検証中。

回線費用

- 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能(アンバンドル機能)**や**具体的な算定方法**は、**第二種指定電気通信設備接続料規則**、**電気通信事業法施行規則**等で規定されている。
- **接続料の適正性**については、接続約款届出の後、**接続料の算定根拠をもとに総務省で検証**している。

1 アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

音声伝送交換機能

データ伝送交換機能

MNP転送機能

SMS伝送交換機能

2 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価 + 適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定されている。

接続料単価

適正な原価

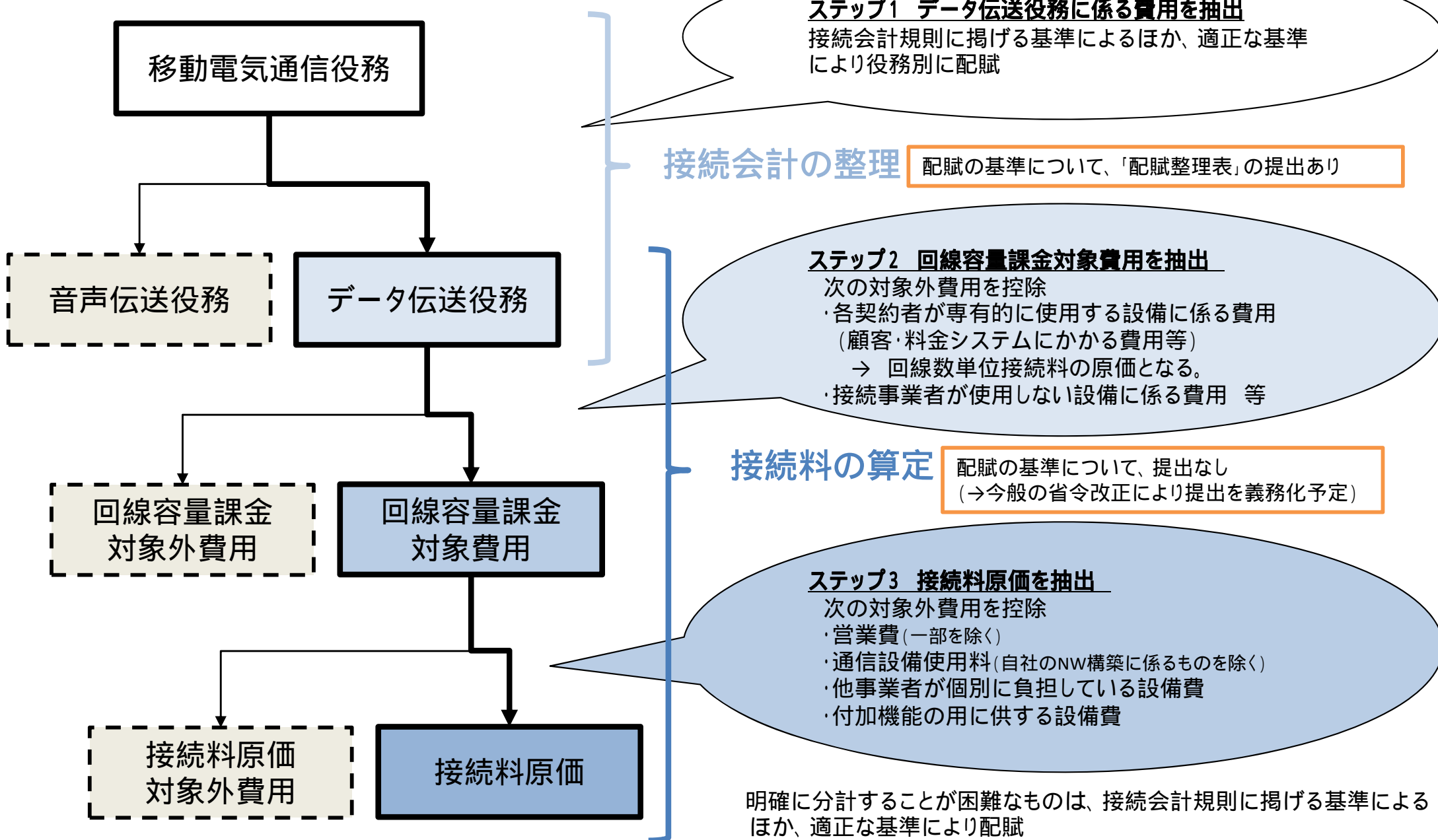
+

適正な利潤

需要

- 電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

データ伝送交換機能の接続料(回線容量単位)の原価算定



[データ接続料] 「将来原価方式」の導入

- 現在、データ通信接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

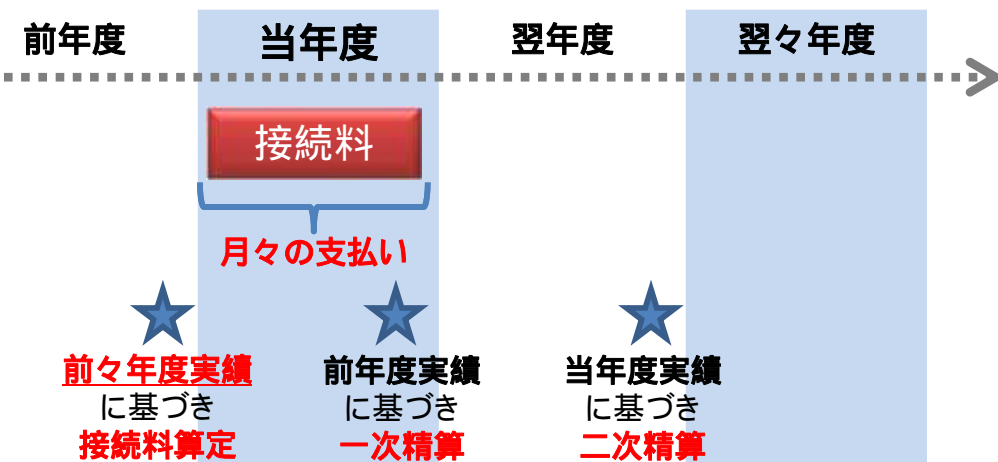
「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。



予見性が確保されず、原価管理に支障。

接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

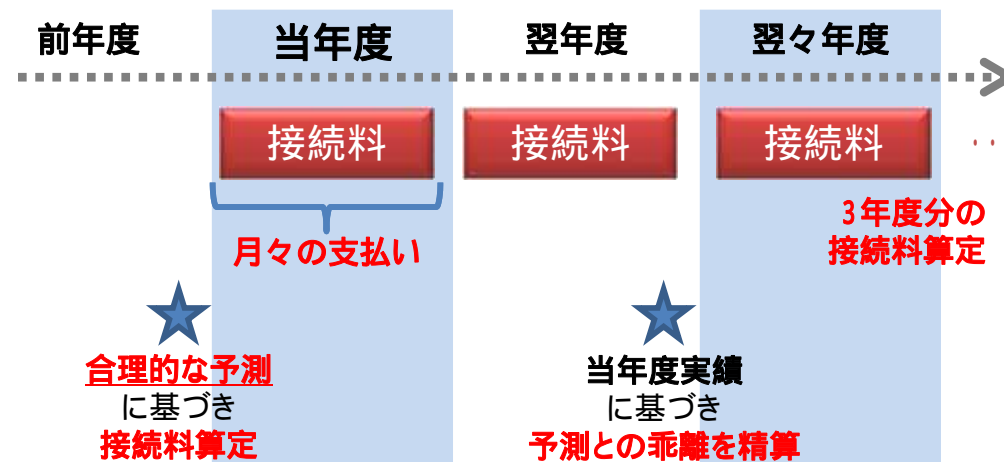
合理的な予測に基づき、接続料を算定。



当年度の接続料の予見性が確保される。

キャッシュフロー負担が軽減。

複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



[データ接続料] 2020年度に適用される料額

モバイルデータ通信接続料については、2020年度から、次のとおり、さらなる適正性を確保。

4Gサービスに加えて、この春から開始される5GサービスもMVNOにおいて利用可能となるよう算定

グループ内MNO(UQ、WCP)の二種指定により、キャリアアグリゲーションサービスに係る接続料を算定

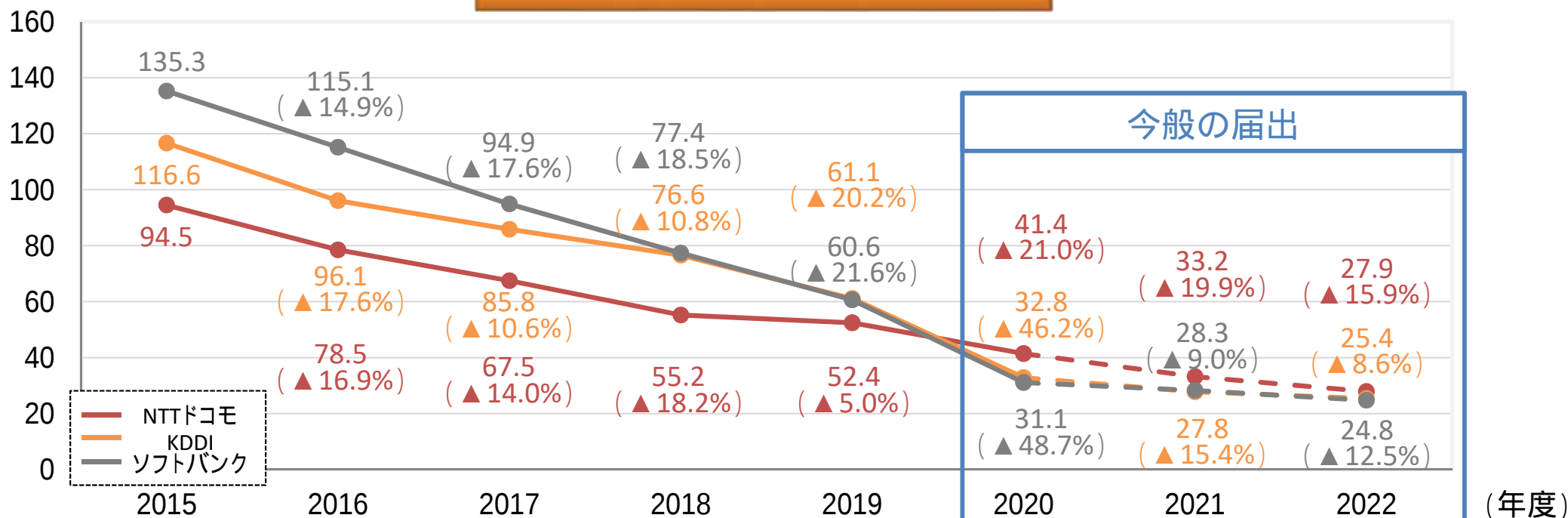
MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により3年分の接続料を算定

5Gサービス、キャリアアグリゲーションに係る原価、需要等を含め、3年分の算定を要することとしたところ、モバイルデータ通信接続料は、3年間で現状の約半分に下がる見通し。

NTTドコモの場合、2019年度52.4万円→2022年度27.9万円。

(万円/10Mbps・月)

モバイルデータ通信接続料の見込み



グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度増減率。

接続料(2020年度以降)は、4Gと5Gを一体的に算定したもの。

現在は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定している。

(参考) モバイルデータ通信接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} = \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

- 昨年の省令改正により、データ接続料については、精算のための接続料の届出時期を毎年12月末に早期化。
- 19年度精算接続料は、前年度適用時と比較し、13.4～20.4%の低減。

今回の届出

データ伝送交換機能(回線容量単位)接続料

19年度適用接続料

NTTドコモ	493,115 円/10Mbps・月 (▲ 6.0%)
KDDI・沖縄セル ラー	529,492 円/10Mbps・月 (▲ 13.3%)
ソフトバンク	486,523 円/10Mbps・月 (▲ 19.8%)

19年度精算接続料 (今回の届出)

427,029 円/10Mbps・月 (▲ 13.4%)
421,548 円/10Mbps・月 (▲ 20.4%)
391,073 円/10Mbps・月 (▲ 19.6%)

今後の届出予定

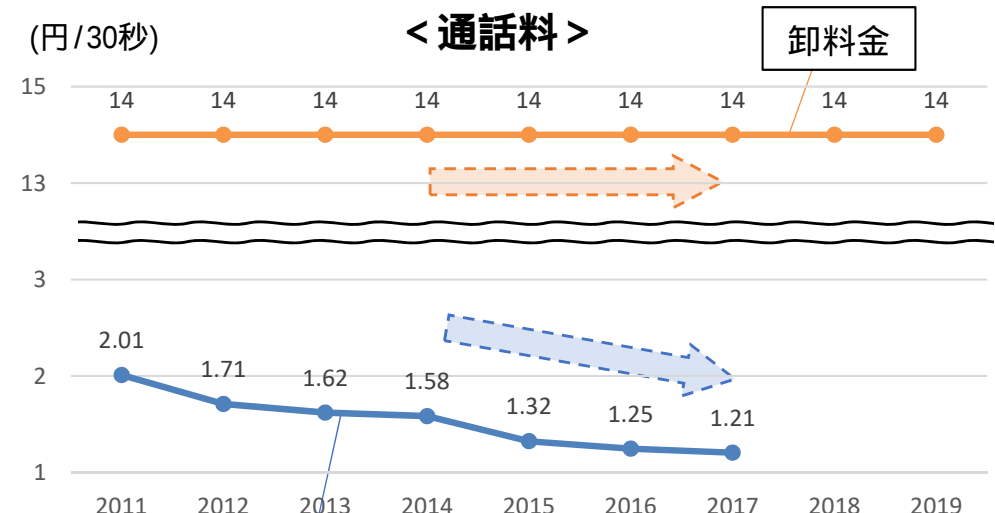
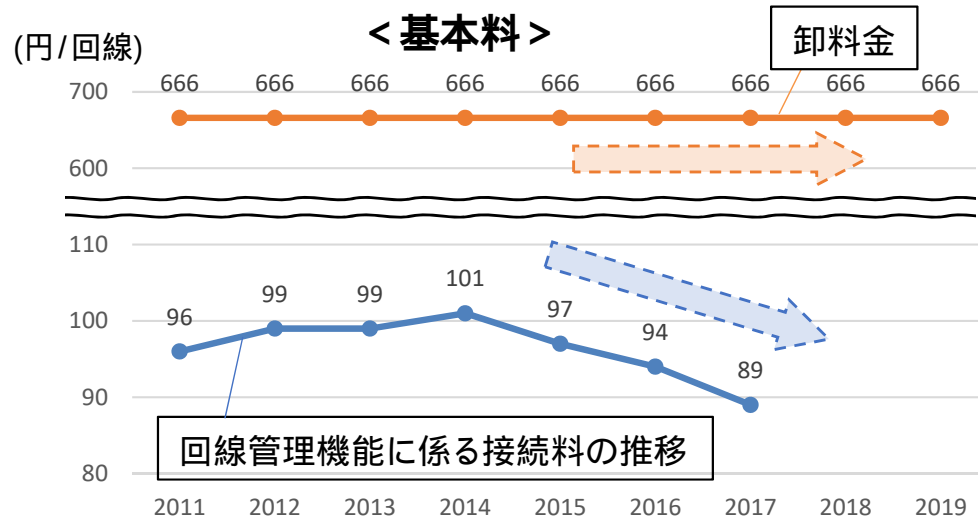
➤ 2021年 2月末頃： データ伝送交換機能に係る予測接続料

【音声卸料金】 総務大臣裁定の概要(日本通信 - ドコモ間)

- 日本通信(MVNO・いわゆる格安SIM会社)は、ドコモの音声通話サービスに係る回線卸料金(回線レンタル料)に関し、電気通信事業法の規定に基づき、2019年11月15日に総務大臣に対して裁定を申請。
- 総務大臣は、電気通信紛争処理委員会への諮問(2020年2月4日)、同委員会からの答申(2020年6月12日)を経て、2020年6月30日に裁定を実施。
- 裁定内容は、ドコモの卸料金について、「適正原価に適正利潤を加えた金額」を超えない額で設定すべきというもの。(総務大臣による裁定結果で、当事者間の協議成立(債権債務関係の発生)とみなされる。)
- 日本通信は、裁定による音声卸料金の低廉化を受けて、2020年7月14日に音声定額プランを発表。

音声卸料金の推移

- 2010年の契約締結以降、約10年間、音声卸料金の見直しは行われていないが、その間、音声通話に係るコストは低下傾向にあると合理的に推測できる。



裁定の影響：日本通信の利用者料金

【裁定前】

基本料: 1,390円 (3GB)

通話料: 20円/30秒



【裁定後(7/15~)】

2,480円 (通話定額)

基本料: 2,480円 (3GB)
通話料: 無料 (かけ放題)

参考: NTTドコモの料金 (ギガライト)

5,850円 (通話定額)

基本料: 4,150円 (3GBの場合)
通話料: かけ放題オプションは1,700円

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり

ステップ 検証の必要なし

検証ステップ - 1 重点的な検証

目的: 料金水準の適正性確保

手法: 適正原価 + 適正利潤 卸料金 となっているかを検証

代替性
なし

「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による

妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

検証ステップ - 2 その他の検証

目的: 適正な交渉を促進するための透明性確保

手法: 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性
不十分

「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による

妥当性評価 なし

「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

【スタックテスト】「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
 - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定・公表(平成31年3月に最終改定)。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

加入電話・ISDN基本料
加入電話・ISDN通話料
フレッツADSL
フレッツ光ネクスト
フレッツ光ライト
ひかり電話

ビジネスイーサワイド
その他総務省が決定するサービスメニュー
(接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本)

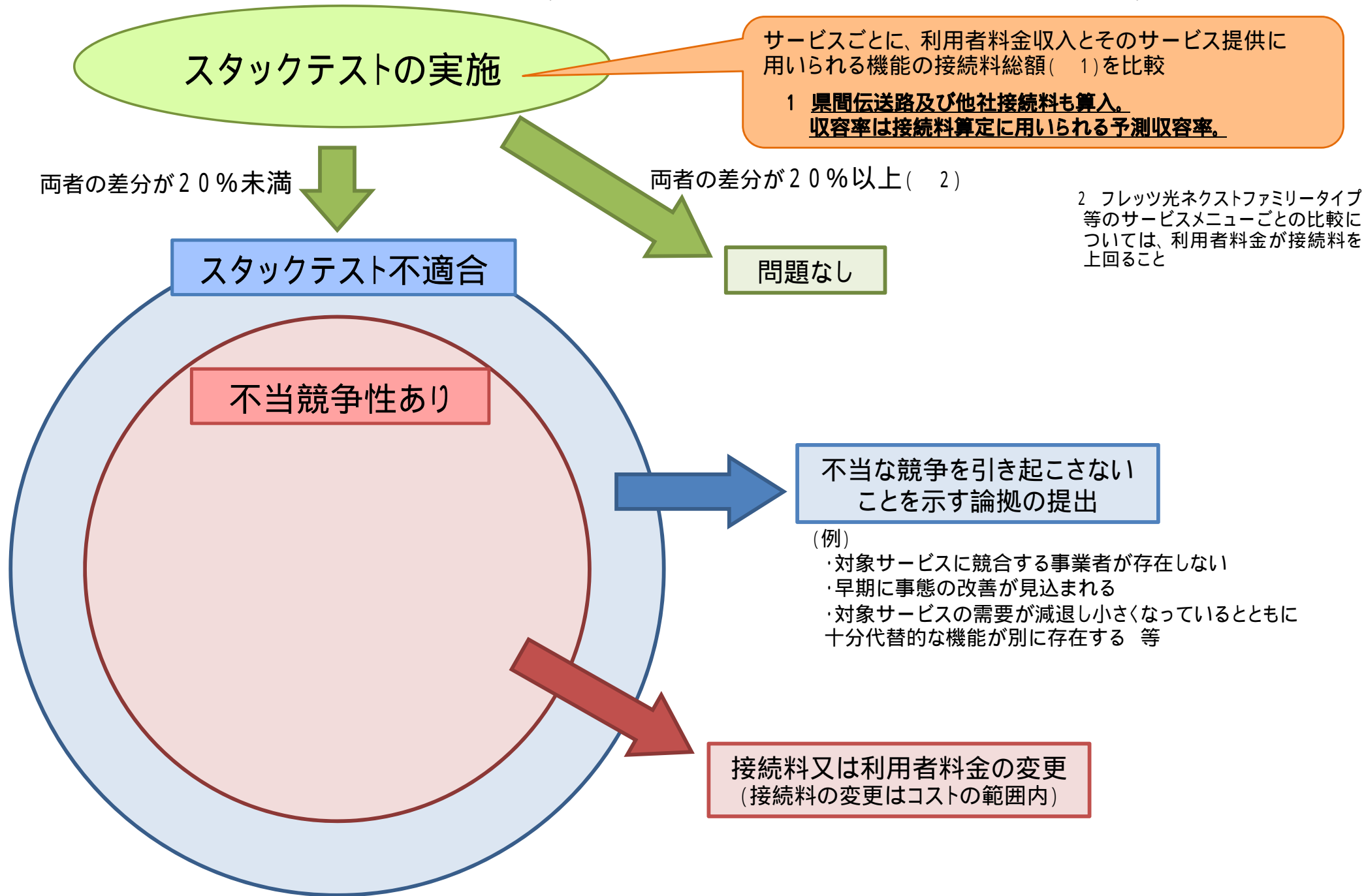
第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

検証方法

- ～ :利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

[スタックテスト] スタックテストの検証方法

- 「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



[スタックテスト] 令和2年度接続約款認可時の検証結果(サービス毎)

- 指針に基づき、NTT東日本・西日本において平成30年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社のフレッツADSL以外の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**
- NTT東日本・NTT西日本のフレッツADSLについては、両社から示された価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないとする論拠を踏まえると、**利用者料金収入と接続料総額の差分が基準値を下回った主な要因は、本検証区分における接続料総額の大部分(NTT東日本:約8割、NTT西日本:9割弱)を占める、地域IP網に係る接続料(特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能・ATMインタフェース)の水準が高止まりしていることによるものであるが、接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、またブロードバンドサービスにおいて地域IP網の機能はN G Nの機能により代替されていることから、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本・NTT西日本が所有する電話局間の回線網。両社が提供するフレッツADSL・フレッツISDNにおいて使用。

NTT東日本

サービス		利用者 料金収入	接続料 総額相当	差分 ((-) /)	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		2,257億円	1,622億円	635億円 (28.1%)	○
フレッツADSL		108億円	94億円	14億円 (13.0%)	×
フレッツ光ネクスト		4,594億円	1,991億円	2,603億円 (56.7%)	○
フレッツ光ライト		221億円	111億円	110億円 (49.8%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,196億円	211億円	985億円 (82.4%)	○
	移動体着除く	1,016億円	127億円	889億円 (87.5%)	○
ビジネスイーサワイド		260億円	136億円	124億円 (47.7%)	○

NTT西日本

サービス		利用者 料金収入	接続料 総額相当	差分 ((-) /)	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		2,255億円	1,695億円	560億円 (24.8%)	○
フレッツADSL		133億円	162億円	▲29億円 (▲21.8%)	×
フレッツ光ネクスト		3,455億円	1,907億円	1,548億円 (44.8%)	○
フレッツ光ライト		138億円	90億円	48億円 (34.8%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,102億円	189億円	913億円 (82.8%)	○
	移動体着除く	925億円	110億円	815億円 (88.1%)	○
ビジネスイーサワイド		247億円	125億円	122億円 (49.4%)	○

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

[スタックテスト] 令和2年度接続約款認可時の検証結果(サービスメニュー毎)

17

- 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**
- なお、新たにスタックテストの対象となったフレッツ光ネクスト ファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、新規に提供するものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度～令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定している。

NTT東日本

構成員限り

(単位:月額)

サービス ブランド	サービス メニュー		利用者 料金	接続料 相当額	差分 (-)	利用者 料金 との比較
フレッツ光 ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送 が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
		マンションタイプ (光配線方式)	ミニ			
	プラン1					○
	プラン2					○
	プライオ					○
フレッツ光 ライト	ファミリータイプ					○
	マンションタイプ					○
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー		利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較
ビジネスサイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○

NTT西日本

構成員限り

(単位:月額)

サービス ブランド	サービス メニュー		利用者 料金	接続料 相当額	差分 (-)	利用者 料金 との比較
フレッツ光 ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送 が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
フレッツ光 ライト	ファミリータイプ					○
	マンションタイプ					○
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー		利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較
ビジネスサイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○

フレッツ光ネクスト ファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については令和2年4月1日時点、それ以外は平成31年3月1日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。